主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人尾崎憲一の上告理由第一点について。

定款に財産引受けの記載がなく、そのためにこれが無効である場合には、会社側だけでなく、譲渡人もその無効を主張することができることは、当裁判所の判例とするところである(当裁判所昭和二六年(オ)第五一〇号同二八年一二月三日第一小法廷判決、民集七巻一二号一二九九頁)。論旨は採用できない。

同第二、三点について。

原判決が、その認定した事実関係のもとにおいて、所論権利濫用ないし失効の原 則の抗弁を採用しなかつた判断は正当であつて、論旨は採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	松	本	正	太 隹
裁判官	飯	村	義	美